# いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業 (進出企業の県外出身社員等 とのエンゲージメント創出事業)業務委託公募型プロポーザル実施要領

#### 1 目的

本要領は、いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業(進出企業の県外出身社員等とのエンゲージメント創出事業)業務委託において、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、業務委託予定者を決定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 事業名

いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業(進出企業の県外出身社員等とのエンゲージメント創出事業)業務委託

### (2)業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3)委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日(月)までの期間

#### (4) 委託費の上限

5,214,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 3 プロポーザルに係る事項

#### (1)参加者の構成等

本プロポーザルの参加者は、いわき市内に本社又は営業所等を有する旅行業者のうち旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者(以下「旅行業者」という。)又は旅行業者を含む複数の事業者で構成されるグループとする。

# (2) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。 なお、グループで参加する場合は、全ての構成員が条件を全て満たしていること。

- ア 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生法手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続きの開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- オ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない者で

あること。

- カ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第1項第2号の規定によるもの)、または暴力団の構成員若しくは、暴力団の構成 員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ク 県税等の滞納がないこと。関係法令の手続等を順守していること。
- ケ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限中(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)の者でないこと。

### (3) グループで参加する場合の条件

ア 参加申込書においてグループの代表者が明らかであること。

イ グループの構成員は、他のグループの構成員として、又は、単独で本プロポーザルに 参加しないこと。

#### (4) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書添付様式等については、福島県いわき地方振興局のホームページからダウンロードし、入手してください。

なお、福島県いわき地方振興局の窓口、郵送等での配付は行いません。

### 4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しませんので、実施要領及び仕 様書案等を熟読願います。

# (1)受付期間

令和6年4月19日(金)正午まで(必着)

#### (2) 質問方法

質問書(第1号様式)により、「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」に電子メール又はFAXにより質問してください。業務名は「いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業(進出企業の県外出身社員等とのエンゲージメント創出事業)業務委託」とし、電子メール・FAXともに、電話で質問書を送付した旨を連絡してください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

#### (3)回答

質問に対する回答は、競争上の地位及びその他正当な権利を害するおそれのあるものを 除き、福島県いわき地方振興局のホームページに4月23日(火)までに掲載します(個別 の回答は行いません。)。

#### 5 参加申込書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業(進出企業の県外出身社員等とのエンゲージメント創出事業)業務委託公募型プロポーザル参加申込書(以下、「参加申込書」という。)」(第2号様式)を「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先(以下、「提出先」という。)」まで提出してください。なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

### (1)提出期限

令和6年4月26日(金)正午まで(必着)

#### (2) 提出方法

郵送又は持参

- ※郵送による場合は、提出期限までに提出先に到達するよう送付してください。
- ※持参による提出の受付時間は、月曜日~金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時まで(4月26日(金)については正午まで)とします。

### (3) その他

参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

# 6 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書の提出を行った上で、企画提案 書等を次の提出期限までに提出先まで提出してください。

なお、グループで参加する場合は、グループの代表者が企画提案書等を提出してください。

#### (1) 提出期限

令和6年5月9日(木)正午まで(必着)

### (2)提出方法

郵送又は持参

- ※郵送による場合は、提出期限までに提出先に到達するよう送付してください。
- ※持参による提出の受付時間は、月曜日~金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時まで (5月9日(木)については正午まで)とします。

### (3)提出書類

ア 企画提案書及び行程表 (様式任意。ただし、表紙を除いた日本工業規格A4版10ページ以内とする。)

- イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- 工 会社概要(第3号様式)
- 才 業務実施体制書(第4号様式)
- カ 担当者経歴書(第5号様式)
- キ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)
- ク 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)(法人格を有しない場合は、名称、 所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。)

### (4)提出部数

ア〜カ 5部 (正本1部、副本4部) /キ・ク 1部 (正本1部) ※グループで参加する場合、エ、キ及びクについては、グループの構成員全員分を提出すること。

#### (5) 留意事項

グループで参加する場合は、各構成員が業務の実務上果たす役割を明らかにすること。

### 7 提出書類についての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に重大な不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が 刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

#### (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書を提出することはできません。

#### (3)辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

### (4)費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

### (5) その他

- ・ 企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提 出を求めることがあります。
- ・ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・ 委託費の上限額を超える提案は、無効とします。
- ・ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例第5号)に 基づく情報公開請求の対象となります。

### 8 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 審査方法

企画プロポーザルによる参加者からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業 務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定します(審査基準は下記参照)。

### (2) 審査会(プレゼンテーション)

ア 開催日時及び会場

日時:令和6年5月14日(火) ※時間等詳細については、後日連絡します。 場所:福島県いわき合同庁舎4階中会議室(住所 福島県いわき市平字梅本15)

#### イ 所要時間

1者あたり25分間(15分間事業提案についての説明と10分間質疑応答を実施。)

#### ウ 審査基準等

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行 能力等	<ul><li>・業務を実施する上で十分な体制であるか。</li><li>・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。</li><li>・本業務と類似の業務の受注実績があるか。</li></ul>	10
企画提案• 内容	<ul><li>・本事業の目的や業務内容を理解した内容となっているか。</li><li>・事業に参加する進出企業の選定が適切であるか。</li></ul>	10
	<ul><li>いわきの「コア」な魅力を体感し、ファンになってもらうことができるモニターツアーの内容となっているか。</li></ul>	30
	・参加企業の首都圏本社等に対して、効果的にいわきの魅力をPR する取組について提案しているか。	20
	・本事業終了後における、市内進出企業といわきの継続的な関係性の 構築につながる企画内容となっているか。	20
その他	<ul><li>・業務経費は適正であるか。</li><li>・事業経費における経費配分は適正であるか。</li></ul>	10
	合計	100

#### エ 参加者

プレゼンテーションの参加者は4名以内とする。

# (3)業務委託予定者の選定

各審査委員は、審査委員ごとに評価点を算出し、全審査委員の合計得点の最も高かった 者を業務委託予定者(単独随意契約の予定者)とします。なお、業務委託予定者となる者 については、本プロポーザルへの参加者数によらず、全審査委員の評価点の平均が60点 以上であることを条件とします。

### (4) 通知等

### ア 審査結果の通知

審査結果は、本プロポーザル参加者全員に書面にて速やかに通知します。

また、業務委託予定者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点(業務委託予定者以外は参加者名を伏せた形(例:A社)で評点を公表)について、福島県いわき地方振興局ホームページにて公表します。

#### イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、審査結果通知日の翌日から起算して2週間(土曜日及び日曜日、祝日を除く)以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面による請求書が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び業務委託予定者の審査基準に定める各審査項目の配点」を公表するものとします。

### (5) 契約の締結等

#### ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。

### イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。 なお、見積金額は予定価格を超えないものとします。

### ウ 契約保証金について

福島県財務規則第228条によります。ただし、福島県財務規則第229条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとします。

### エ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

# 9 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年4月12日(金)
質問受付期間	令和6年4月12日(金)~4月19日(金)
	正午まで
質問回答	令和6年4月23日(火)(予定)
プロポーザル参加表明期間	令和6年4月26日(金)正午まで
企画提案書提出期間	令和6年5月 9日 (木) 正午まで
審査会(プレゼンテーション)実施	令和6年5月14日(火)
審査結果通知	令和6年5月15日(水)以降
仕様書協議・委託契約締結	令和6年5月15日(水)以降

### 10 問合せ先及び質問書、参加申込書、企画提案書等の提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室 (担当 大原)

電話:0246-24-6253 FAX:0246-24-6019

E-mail: iwaki.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp